

離婚届

令和 年 月 日 届出

長殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
第 送付 令和 年 月 日	第 送付 令和 年 月 日
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 表 住 民 票 通 知	長 印

離婚届記載の注意事項

- 1 ボールペンなど消えにくいペンを用い、すべて自署してください。こすると消えるボールペンでは記入しないでください。
- 2 生年月日など、元号は「S」や「H」ではなく、「昭和」・「平成」と書いてください。
- 3 住所や本籍は「県名」から書き始め、番地は省略せず「番耕地」・「番地」などを用いて書いてください。(届出書の「番地」か「番」に○をつけてください。)
- 4 【(2)欄父母の氏名欄】 実父母氏名を書きます。  
父母が婚姻継続中の場合、母は名だけ記入してください。  
父母が死別または離別の場合も記入してください。  
養子縁組されている方は、養父母の氏名を書いてください。

- 5 【(4)欄】：離婚後の氏と本籍地を書いてください。  
 ① 婚姻前の氏に戻り、父母の戸籍に戻る場合  
 → 「ものと戸籍に戻る」にチェックをし、父母の本籍地・筆頭者を記入します。  
 ② 結婚前の氏に戻り、新たに自分の戸籍をつくる場合  
 → 「新しい戸籍をつくる」にチェックし、新しい本籍地を記入。  
 筆頭者の氏名は、結婚前の氏で自分の氏名を書きます。

- ③ 今後も今の氏を名乗る場合  
 → (4)欄には記入しない。離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。窓口までお申し付け下さい。  
 (注：養子縁組婚姻をされていた場合、離婚届とは別に「養子離縁届」が必要な場合があります。)

- 6 【(5)欄】未成年のお子様がいる場合、親権を行う側にお子様の氏名を書いてください。
- 7 【(9)欄】世帯の中で主に生計を立てている人の仕事をさします。
- 8 【(10)欄】国勢調査の年だけ記入してください。
- 9 届出人は協議離婚の場合は双方、調停または裁判離婚の場合はその申立人のみ。戸籍届出の押印が不要となり、届出人の署名のみで届出ができるようになりました。なお、届出人の意向により、任意に押印することは可能です。
- 10 【右側の証人欄】協議離婚の場合にのみ、成人2名の署名が必要です。(押印は任意です。)

その他の注意事項

休日も届出できますが、よろしければ、開庁日、窓口で内容を確認させてください。  
住所変更される場合は、戸籍届出とは別に「転居」または「転出」の手続きが必要です。  
お子様の氏の変更も希望される場合は、別の届出が必要です。(詳しくは窓口にお尋ねください。)

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。 ← この欄については、該当する項目に☑してください (面会交流)

<input type="checkbox"/> 取り決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ決めていない。 (養育費の分担) <input type="checkbox"/> 取り決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ決めていない。	未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の負担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。子の場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
--	--

(1) 氏名	夫 西予 太郎	妻 西予 花子
生年月日	昭和 63 年 9 月 18 日	昭和 63 年 1 月 9 日
住所	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番 1 号	愛媛県西予市明浜町儀津 3番耕地283 番 1 号
本籍	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434 番 1	愛媛県西予市明浜町儀津 3番耕地283 番 1
筆頭者	西予 太郎	明浜 乙吉
父母及び養父母の氏名	夫の父 西予 甲木 丙子 母 長 男	妻の父 三瓶 一郎 二女 母 明浜 丁美 三女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	愛媛県西予市明浜町高山甲3657 番 1	愛媛県西予市明浜町高山甲3657 番 1
未成年の子の氏	夫が親権を行う子 西予 辰郎	妻が親権を行う子
同居の期間	平成 21 年 4 月 から 平成 30 年 1 月 まで	
別居する前の住所	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434 番 1 号	
別居する前の世帯とおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び社会団体の役員世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 西予 太郎	妻 西予 花子

証人	(協議離婚のときだけ必要です)	
署名	三瓶 虎男	城川 馬子
生年月日	昭和 28 年 3 月 7 日	昭和 48 年 2 月 19 日
住所	愛媛県西予市三瓶町朝立 1番耕地360 番 1 号	愛媛県西予市城川町下相 945 番 号
本籍	愛媛県西予市三瓶町朝立 1番耕地360 番 1 号	愛媛県西予市城川町下相 945 番 号